

# 建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表要領

施行日 平成13年7月10日

## 第1 趣 旨

この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る設計・調査・測量業務（以下「設計等」という。）の入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 工事の発注見通しに関する公表

### 1 公表対象工事

当該年度に発注する予定価格が250万円を超えると見込まれる工事とする。ただし、公表時期に2の公表内容に不明な項目があり、発注の見通しがたたない工事は公表しないことができるものとする。

### 2 公表内容

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約にあつては、契約を締結する時期）

### 3 公表方法等

次の左欄の場所において、右欄の内容を閲覧に供し、併せて市のホームページに掲載するものとする。

閲 覧 場 所	閲 覧 内 容
技術監理局契約課（以下「契約課」という。）及び北九州市立文書館	契約課及び各整備事務所の契約に係る工事の発注見通し
各整備事務所庶務課	契約課及び当該整備事務所の契約に係る工事の発注見通し

### 4 公表時期

- (1) 当該年度の発注見通しを概ね4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以降、公表が可能な状態となり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 当該年度の7月、10月及び1月に、すでに公表した発注見通しに関する事項を見直し、公表する。

### 5 公表期間

当該年度の3月31日までとする。

## 第3 入札及び契約の過程に関する事項の公表

### 1 工事及び設計等の入札、契約結果等に係る公表

#### (1) 公表対象

軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事を除く工事及び設計等の入札及び契約

(2) 公表内容、時期等

別表のとおりとする。

(3) 公表期間

公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

## 2 工事及び設計等の契約内容及び契約変更に係る公表

(1) 公表対象

軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事を除く工事及び設計等

(2) 公表内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 工事又は設計等の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事の工期又は設計等の履行期間

エ 契約金額

オ 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係るア(住所を除く。)からエの事項及び変更の理由

(3) 公表時期及び期間

契約締結後又は契約変更後遅滞なく公表するものとし、期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

## 3 公表方法、場所等

公表方法は、原則として、市のホームページに掲載する方法によるものとする。

ただし、1-(2)の別表で示す公表手段のうち、紙での閲覧としている項目及び2-(2)の公表場所、公表方法は、契約担当課事務室内において閲覧に供するものとする。

## 第4 工事及び設計等の競争入札参加資格を有する者に関する公表

(1) 工事の公表内容

ア 有資格者の商号、代表者名、所在地及び電話番号

イ 申請工種及び申請順位

ウ 総合点数及びランク

(2) 設計等の公表内容

ア 有資格者の商号、登録番号、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号

イ 申請業務及び業務内容

ウ 企業規模及び地域区分

(3) 公表時期及び期間

有資格業者名簿の作成後遅滞なく公表するものとし、期間は、当該有資格業者名簿の有効期間とする。

(4) 公表場所、方法等

公表場所は、技術監理局契約制度課及び北九州市立文書館並びに各整備事務所庶務課とし、公表方法は、閲覧に供するものとする。

併せて、(1)の公表内容に加え、有資格者の登録番号、許可番号、郵便番号及び申請工種

ごとの得意工事並びに許可区分を、また(2)の公表内容のうちウを除く情報を市のホームページに掲載するものとする。

## 第5 事務処理及び様式等

工事等の入札及び契約に係る情報の公表の事務処理、様式その他の必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成13年7月10日に施行し、平成13年4月1日以降入札する工事から適用する。
- 2 建設工事等競争入札結果等の公表要領（昭和56年1月1日制定）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日に施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日に施行し、同日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成16年7月10日に施行し、平成16年4月1日以降入札する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日に施行し、同日以降指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成17年6月1日に施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年12月8日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

別表 工事及び設計等の入札、契約結果等に係る公表内容、時期及び手段

区分	公表内容	公表内容別 公表時期	公表手段
一般競争入札	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 入札日時 ⑤ 入札参加業者名 ⑥ 各回入札金額 ⑦ 総合評価方式適用時の評価値 ⑧ 落札業者名 ⑨ 低入札価格調査の対象となった業者名 ⑩ 競争参加資格確認申請書提出業者名 ⑪ 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由 ⑫ 調査基準価格、最低制限価格又は基準価格 ⑬ 調査基準価格及び最低制限価格を算出する際に用いた任意の係数 ⑭ 低入札価格調査により落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした場合の理由	①～④ 入札の公告時  ⑤～⑬ 入札終了後速やかに  ⑭ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	①～⑬ 市ホームページ掲載  ⑭ 紙での閲覧
指名競争入札	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 入札日時 ⑤ 指名業者名 ⑥ 入札参加業者名 ⑦ 各回入札金額 ⑧ 総合評価方式適用時の評価値 ⑨ 落札業者名 ⑩ 低入札価格調査の対象となった業者名 ⑪ 指名理由 ⑫ 調査基準価格、最低制限価格又は基準価格 ⑬ 調査基準価格及び最低制限価格を算出する際に用いた任意の係数 ⑭ 低入札価格調査により落札候補者を落札者とせず次順位者を落札者とした場合の理由	①～④ 業者選定委員会終了後速やかに  ⑤～⑩、⑫、⑬ 入札終了後速やかに  ⑪、⑭ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	①～④ 紙での閲覧  ⑤～⑩、⑫、⑬ 市ホームページ掲載  ⑪、⑭ 紙での閲覧
随意契約	① 予定価格 ② 件名 ③ 場所 ④ 見積日時 ⑤ 契約の相手方 ⑥ 見積金額 ⑦ 相手方の選定理由	①～⑦ 契約締結後（仮契約を含む。）速やかに	①～⑤ 市ホームページ掲載  ⑥、⑦ 紙での閲覧
備考	調査基準価格、最低制限価格、基準価格、指名競争入札における指名理由の公表については、工事に係るもののみを対象とする。 価格及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で表示する。		